

平成25年度第2回横須賀市自殺対策連絡会次第

日時：平成26年1月29日（水）

午後3時～

場所：横須賀市保健所 第一研修室

- 1 健康部長のあいさつ
- 2 連絡会の傍聴について
- 3 議事
 - (1) 自殺者数の状況について（全国及び横須賀市）
 - (2) 平成25年中の横須賀市消防局の自損行為における救急取り扱い状況について（消防・救急課）
 - (3) 過量服薬に対する医師会および薬剤師会としての今後の取組みについて（報告）（横須賀市医師会）
 - (4) 横須賀市自殺未遂者対策の報告
 - (5) 市健康部保健所健康づくり課の今年度の取組み状況について
 - (6) 京浜急行電鉄における青色照明灯の設置について
 - (7) その他

平成 25 年度第 2 回横須賀市自殺対策連絡会資料

資料 1 「横須賀市自殺対策連絡会構成員名簿」

資料 2 - ① 「横須賀市における自殺の状況」

資料 2 - ② 「平成 24 年中における自殺の概況」

資料 2 - ③ 「平成 25 年の月別の自殺者数」

資料 3 「平成 25 年中の横須賀市消防局の自損行為における救急取り
扱い状況について」(消防局消防・救急課)

資料 4 「横須賀市自殺未遂者対策の報告」

資料 5 「市健康部保健所健康づくり課の今年度の取り組み状況」

資料 6 「青色灯設置により、列車への飛び込み自殺が減少」

- 参 考
- ・横須賀市自殺対策連絡会設置要綱
 - ・横須賀市自殺対策連絡会席次表
 - ・横須賀市自殺対策連絡会傍聴実施要領

平成25年度横須賀市自殺対策連絡会構成員名簿

	構成員氏名 (ふりがな)	所属・役職
1 ◎	大滝 紀宏 (おおたき としひろ)	一般社団法人横須賀市医師会 (湘南病院副院長：精神科医)
2 ○	長雄 眞一郎 (ながお しんいちろう)	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 リハビリテーション学科教授
3	阿瀬川 孝治 (あぜかわ たかはる)	一般社団法人横須賀市医師会 (汐入メンタルクリニック院長：精神科医)
4	今野 幸子 (このの さちこ)	横須賀市民生委員児童委員協議会副会長
5	酒井 和子 (さかい かずこ)	横須賀公共職業安定所次長
6	桐山 丈司 (きりやま たけし)	横須賀労働基準監督署安全衛生課長
7	白木 義治 (しろき よしはる)	横須賀商工会議所まちづくり支援課長
8	中島 直行 (なかじま なおゆき)	特定非営利活動法人三浦半島地域・ 精神障害者の生活を支える会理事
9	堀込 孝繁 (ほりごめ たかしげ)	財団法人横須賀市産業振興財団事務局長
10	鶴田 直樹 (ときた なおき)	横須賀警察署生活安全課長
11	天野 茂之 (あまの しげゆき)	浦賀警察署生活安全課長
12	秋田谷 伸 (あきたや しん)	田浦警察署生活安全課長
13	松岡 義久 (まつおか よしひさ)	横浜弁護士会 (宮島綜合法律事務所：弁護士)
14	堀田 珠紀 (ほった たまき)	神奈川県司法書士会 (保科・堀田司法書士事務所：司法書士)

平成25年度横須賀市自殺対策連絡会構成員名簿

	構成員氏名 (ふりがな)	所属・役職
15	栗田 明 (くりた あきら)	横須賀市薬剤師会理事 (薬剤師)
16	水野 芳之 (みずの よしゆき)	市民部市民生活課長
17	鈴木 威 (すずき たけし)	市民部人権・男女共同参画課長
18	丸山 力 (まるやま つとむ)	市民部消費生活センター所長
19	泉谷 洋子 (いずみたに ようこ)	福祉部高齢福祉課長
20	高場 利勝 (たかば としかつ)	こども育成部こども青少年支援課長
21	濱野 芳江 (はまの よしえ)	こども育成部こども健康課長
22	中丸 浩昭 (なかまる ひろあき)	消防局消防・救急課長
23	三浦 昭夫 (みうら あきお)	教育委員会事務局学校教育部支援教育課長
24	市川 敦義 (いちかわ あつよし)	教育委員会事務局教育研究所長

◎は座長 ○は副座長

平成26年1月20日現在

事務局：保健所健康づくり課 電話822-4336 (直通)

横須賀市における自殺の状況（人口動態統計に基づく）

（単位：人）

区 分	平成24年				平成25年	
	確定値		暫定値（平成25年1月末時点）		暫定値	
	男	女	男	女	男	女
10歳代	1		1			1
20歳代	7	1	7	1	8	1
30歳代	10	3	9	3	6	2
40歳代	7	4	7	4	11	3
50歳代	6	4	6	4	12	6
60歳代	12	8	12	8	8	1
70歳代	7	4	7	3	10	
80歳代	4	3	4	3		3
90歳代					1	1
不詳	1		1			
小 計	55	27	54	26	56	18
計	82		80		74	

3

横須賀市における自殺の状況

区 分	平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
10歳代	2	1	1	-	-	1	2	2	2	-	4	-	1	-	1	1	-	1
20歳代	8	2	6	3	5	3	11	4	10	4	9	2	9	4	5	9	7	4
30歳代	7	1	8	1	7	7	9	4	8	2	7	1	8	4	11	6	13	6
40歳代	9	-	4	3	11	-	9	5	11	2	10	3	14	4	11	4	19	4
50歳代	4	4	11	5	11	5	14	9	24	12	22	3	21	5	19	9	12	6
60歳代	7	5	6	6	14	4	9	3	14	3	8	7	13	3	14	4	14	2
70歳代	7	1	4	5	4	4	4	1	3	2	4	2	8	5	8	3	4	3
80歳代	-	1	2	1	3	3	3	3	3	4	2	3	5	-	3	-	1	-
90歳代	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
小 計	44	16	43	24	55	28	61	31	75	29	66	21	79	26	72	36	70	26
計	60		67		83		92		104		87		105		108		96	

区 分	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
10歳代	-	1	1	1	2	-	1		3	1	2		1	1	1	0	1	
20歳代	9	3	6	4	10	3	11		12	2	3	4	11	6	8	1	7	1
30歳代	9	8	7	5	15	4	6	3	14	12	10	5	9	2	11	4	10	3
40歳代	10	1	12	2	16	3	14	2	9	2	9	3	11	5	13	5	7	4
50歳代	20	5	11	6	21	4	14	4	20	5	9	2	10	3	7	4	6	4
60歳代	10	6	18	6	8	1	17	5	12	7	15	2	14	10	13	7	12	8
70歳代	3	3	10	-	7	4	6	4	4	2	7	8	5	4	6	1	7	4
80歳代	3	5	3	2	1	4	1	2	1		1	2	1	1	1	1	4	3
90歳代	1	-	-	1	-	-	2			1			2	1				
不詳	-	-	-	-	-	-	2								1		1	
小 計	65	31	68	26	80	23	74	20	75	32	56	26	64	33	61	23	55	27
計	96		94		103		94		107		82		97		84		82	

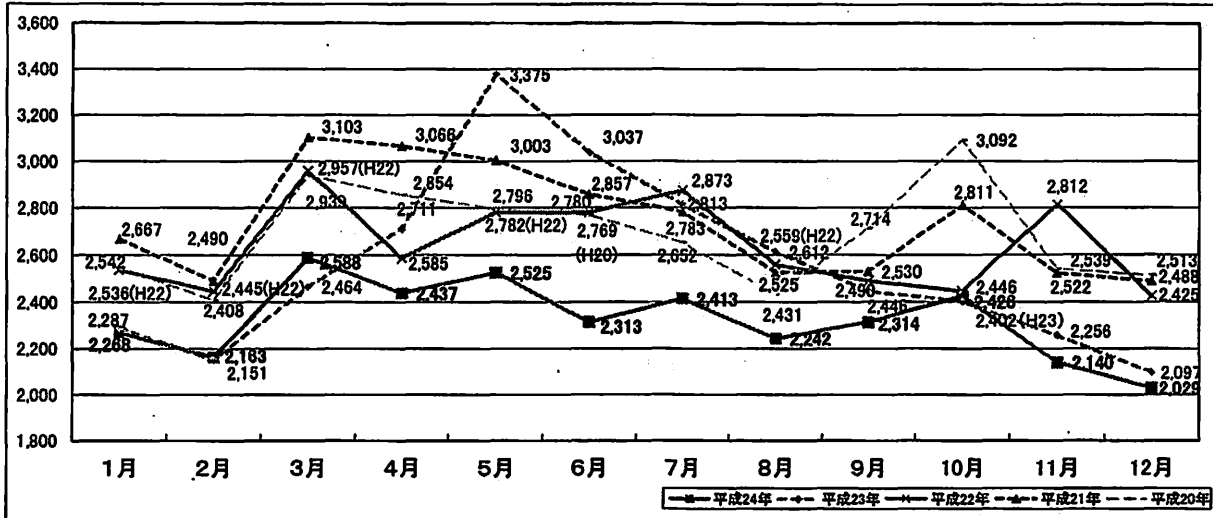
(※人口動態統計)

平成24年中における自殺の概況

○ 平成24年自殺者数の年計(27,858人:確定値)は、対前年比2,793人(約9.1%)減。

月別自殺者数の推移(総数)

(単位:人)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成24年(確定値)	2,268	2,163	2,588	2,437	2,525	2,313	2,413	2,242	2,314	2,426	2,140	2,029	27,858
累計	-	4,431	7,019	9,456	11,981	14,294	16,707	18,949	21,263	23,689	25,829	27,858	-
平成23年(確定値)	2,287	2,151	2,464	2,711	3,375	3,037	2,813	2,612	2,446	2,402	2,256	2,097	30,651
累計	-	4,438	6,902	9,613	12,988	16,025	18,838	21,450	23,896	26,298	28,554	30,651	-
平成22年(確定値)	2,536	2,445	2,957	2,585	2,782	2,780	2,873	2,559	2,490	2,446	2,812	2,425	31,690
累計	-	4,981	7,938	10,523	13,305	16,085	18,958	21,517	24,007	26,453	29,265	31,690	-
平成21年(確定値)	2,667	2,490	3,103	3,066	3,003	2,857	2,783	2,525	2,530	2,811	2,522	2,488	32,845
累計	-	5,157	8,260	11,326	14,329	17,186	19,969	22,494	25,024	27,835	30,357	32,845	-
平成20年(確定値)	2,542	2,408	2,939	2,854	2,796	2,769	2,652	2,431	2,714	3,092	2,539	2,513	32,249
累計	-	4,950	7,889	10,743	13,539	16,308	18,960	21,391	24,105	27,197	29,736	32,249	-
対前年増減数(月別)(24-23)	△19	12	124	△274	△850	△724	△400	△370	△132	24	△116	△68	-
対前年増減数(累計)(24-23)	-	△7	117	△157	△1,007	△1,731	△2,131	△2,501	△2,633	△2,609	△2,725	△2,793	-
対前年増減率(月別)(24/23)	△0.8%	0.6%	5.0%	△10.1%	△25.2%	△23.8%	△14.2%	△14.2%	△5.4%	1.0%	△5.1%	△3.2%	-
対前年増減率(累計)(24/23)	-	△0.2%	1.7%	△1.6%	△7.8%	△10.8%	△11.3%	△11.7%	△11.0%	△9.9%	△9.5%	△9.1%	-

資料:平成24年中における自殺の状況【内閣府・警察庁】

参考:東日本大震災被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除く年計の対前年増減率は9.2%減。

月別自殺者数の推移(男女別)

(単位:人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成24年	合計	2,268	2,163	2,588	2,437	2,525	2,313	2,413	2,242	2,314	2,426	2,140	2,029	27,858
	男性	1,594	1,508	1,829	1,726	1,721	1,631	1,609	1,543	1,562	1,680	1,481	1,389	19,273
	女性	674	655	759	711	804	682	804	699	752	746	659	640	8,585
累計	合計	-	4,431	7,019	9,456	11,981	14,294	16,707	18,949	21,263	23,689	25,829	27,858	-
	男性	-	3,102	4,931	6,657	8,378	10,009	11,618	13,161	14,723	16,403	17,884	19,273	-
	女性	-	1,329	2,088	2,799	3,603	4,285	5,089	5,788	6,540	7,286	7,945	8,585	-
平成23年	合計	2,287	2,151	2,464	2,711	3,375	3,037	2,813	2,612	2,446	2,402	2,256	2,097	30,651
	男性	1,561	1,496	1,751	1,871	2,276	2,071	1,888	1,761	1,648	1,667	1,560	1,405	20,955
	女性	726	655	713	840	1,099	966	925	851	798	735	696	692	9,696
累計	合計	-	4,438	6,902	9,613	12,988	16,025	18,838	21,450	23,896	26,298	28,554	30,651	-
	男性	-	3,057	4,808	6,679	8,955	11,026	12,914	14,675	16,323	17,990	19,550	20,955	-
	女性	-	1,381	2,094	2,934	4,033	4,999	5,924	6,775	7,573	8,308	9,004	9,696	-
対前年増減数(月別)(24-23)	総数	△19	12	124	△274	△850	△724	△400	△370	△132	24	△116	△68	-
	男性	33	12	78	△145	△555	△440	△279	△218	△86	13	△79	△16	-
	女性	△52	0	46	△129	△295	△284	△121	△152	△46	11	△37	△52	-
対前年増減数(累計)(24-23)	総数	-	△7	117	△157	△1,007	△1,731	△2,131	△2,501	△2,633	△2,609	△2,725	△2,793	-
	男性	-	45	123	△22	△577	△1,017	△1,286	△1,514	△1,600	△1,587	△1,666	△1,682	-
	女性	-	△52	△6	△185	△430	△714	△835	△987	△1,033	△1,022	△1,059	△1,111	-

資料:平成24年中における自殺の状況【内閣府・警察庁】

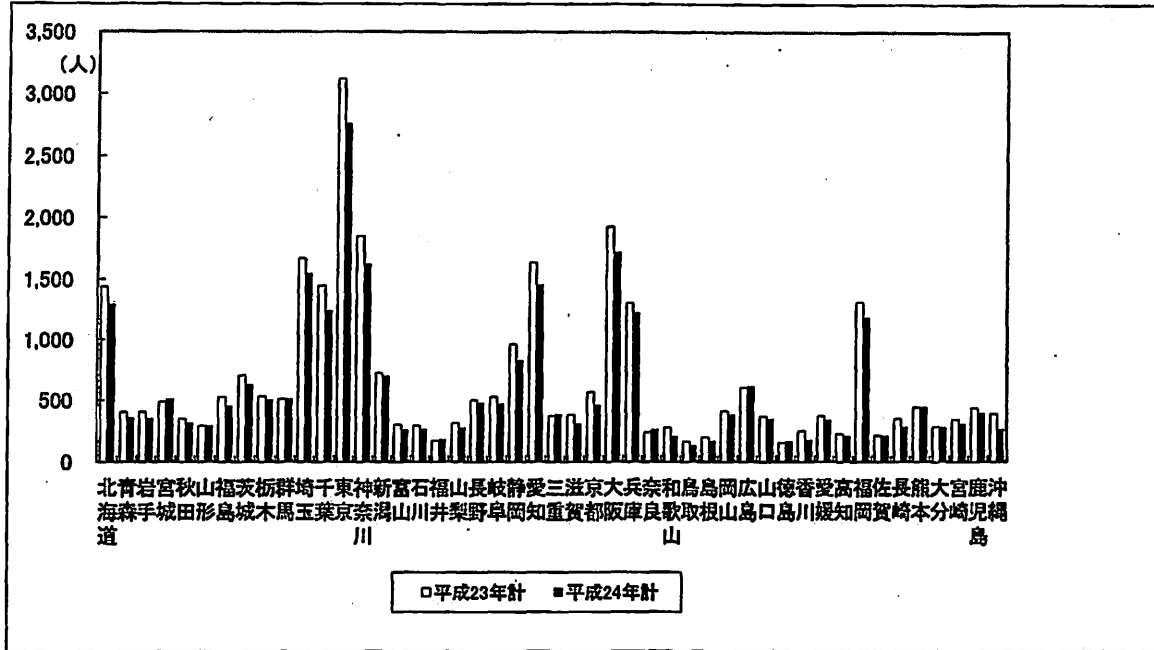
平成23年計及び平成24年計の自殺者数等の比較（都道府県別）

	平成23年（確定値）		平成24年（確定値）		自殺者数対前年同月比	
	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率	増減数	増減率
	人		人		人	%
全国	30,651	24.0	27,858	21.8	△ 2,793	△ 9.1
北海道	1,437	26.2	1,296	23.6	△ 141	△ 9.8
青森	400	29.3	356	26.1	△ 44	△ 11.0
岩手	401	30.5	353	26.9	△ 48	△ 12.0
宮城	483	20.8	508	21.8	25	5.2
秋田	343	31.9	315	29.3	△ 28	△ 8.2
山形	288	24.8	291	25.1	3	1.0
福島	525	26.4	453	22.8	△ 72	△ 13.7
茨城	703	23.8	627	21.2	△ 76	△ 10.8
栃木	530	26.5	504	25.2	△ 26	△ 4.9
群馬	509	25.4	513	25.6	4	0.8
埼玉	1,667	23.1	1,571	21.8	△ 96	△ 5.8
千葉	1,443	23.2	1,242	20.0	△ 201	△ 13.9
東京	3,120	23.6	2,762	20.9	△ 358	△ 11.5
神奈川	1,852	20.4	1,644	18.1	△ 208	△ 11.2
新潟	724	30.7	700	29.6	△ 24	△ 3.3
富山	301	27.7	264	24.3	△ 37	△ 12.3
石川	289	24.8	265	22.7	△ 24	△ 8.3
福井	171	21.3	181	22.5	10	5.8
山梨	312	36.4	280	32.7	△ 32	△ 10.3
長野	501	23.4	480	22.4	△ 21	△ 4.2
岐阜	525	25.4	468	22.6	△ 57	△ 10.9
静岡	963	25.7	834	22.2	△ 129	△ 13.4
愛知	1,634	22.0	1,454	19.6	△ 180	△ 11.0
三重	368	19.9	384	20.8	16	4.3
滋賀	376	26.6	306	21.6	△ 70	△ 18.6
京都	567	21.5	464	17.6	△ 103	△ 18.2
大阪	1,924	21.7	1,740	19.6	△ 184	△ 9.6
兵庫	1,303	23.3	1,225	21.9	△ 78	△ 6.0
奈良	238	17.0	262	18.8	24	10.1
和歌山	274	27.5	207	20.8	△ 67	△ 24.5
鳥取	166	28.4	130	22.2	△ 36	△ 21.7
島根	199	27.9	168	23.6	△ 31	△ 15.6
岡山	409	21.1	382	19.7	△ 27	△ 6.6
広島	601	21.1	614	21.5	13	2.2
山口	366	25.4	346	24.0	△ 20	△ 5.5
徳島	150	19.2	165	21.2	15	10.0
香川	248	25.0	176	17.7	△ 72	△ 29.0
愛媛	369	25.9	337	23.7	△ 32	△ 8.7
高知	224	29.6	214	28.2	△ 10	△ 4.5
福岡	1,308	25.8	1,186	23.4	△ 122	△ 9.3
佐賀	210	24.8	213	25.1	3	1.4
長崎	347	24.5	284	20.0	△ 63	△ 18.2
熊本	441	24.3	448	24.7	7	1.6
大分	281	23.6	278	23.3	△ 3	△ 1.1
宮崎	338	29.9	307	27.1	△ 31	△ 9.2
鹿児島	436	25.7	394	23.2	△ 42	△ 9.6
沖縄	387	27.6	267	19.1	△ 120	△ 31.0

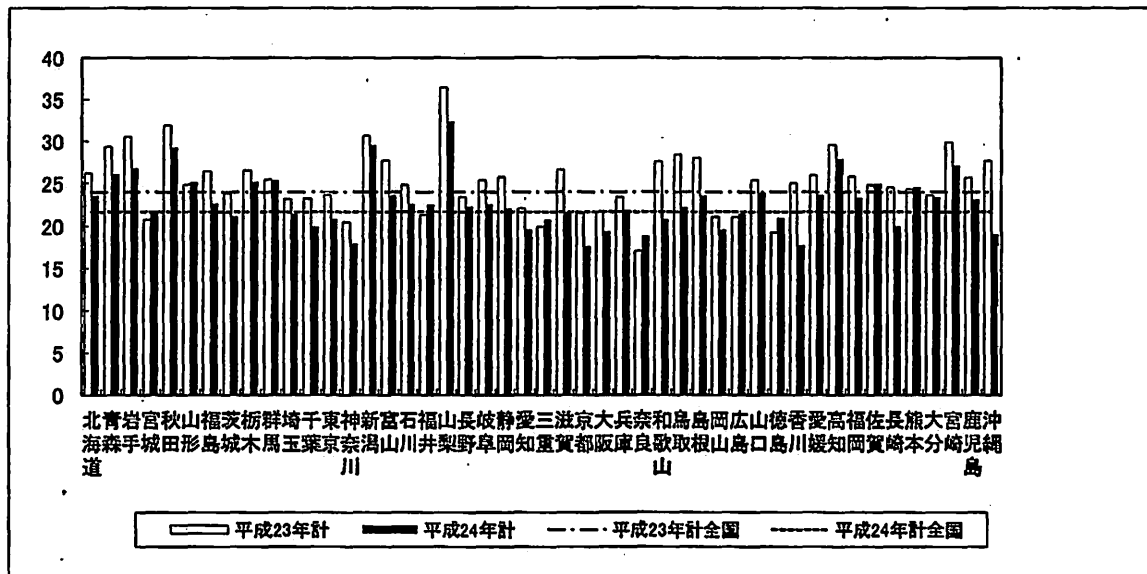
注 1. 平成24年計は「平成24年中における自殺の状況」【内閣府・警察庁】による
 2. 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数
 3. 人口は、平成23年10月1日現在で算定（平成24年4月17日に公表された総務省「人口推計年報」に基づく）

平成23年計及び平成24年計の自殺者数等の比較(都道府県別グラフ)

自殺者数



自殺死亡率



対前年自殺者増減数上位5県

		平成23年	平成24年	対前年比	
				増減数	増減率
増加	宮城	483	508	25	5.2
	奈良	238	262	24	10.1
	三重	368	384	16	4.3
	徳島	150	165	15	10.0
	広島	601	614	13	2.2
減少	東京	3,120	2,762	△ 358	△ 11.5
	神奈川	1,852	1,644	△ 208	△ 11.2
	千葉	1,443	1,242	△ 201	△ 13.9
	大阪	1,924	1,740	△ 184	△ 9.6
	愛知	1,634	1,454	△ 180	△ 11.0

対前年自殺者増減率上位5県

		平成23年	平成24年	対前年比	
				増減数	増減率
増加	奈良	238	262	24	10.1
	徳島	150	165	15	10.0
	福井	171	181	10	5.8
	宮城	483	508	25	5.2
	三重	368	384	16	4.3
減少	沖縄	387	267	△ 120	△ 31.0
	香川	248	176	△ 72	△ 29.0
	和歌山	274	207	△ 67	△ 24.5
	鳥取	166	130	△ 36	△ 21.7
	滋賀	376	306	△ 70	△ 18.6

平成25年の月別の自殺者数について

(12月末の速報値)

1 自殺者総数

【平成26年1月8日集計】

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数	27,195	2,451	2,154	2,478	2,381	2,540	2,313	2,287	2,179	2,239	2,159	2,022	1,992
うち 男	18,727	1,710	1,502	1,742	1,705	1,746	1,571	1,558	1,462	1,546	1,489	1,342	1,354
うち 女	8,468	741	652	736	676	794	742	729	717	693	670	680	638

2 都道府県別自殺者数

都道府県	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	1,244	97	87	114	96	126	108	118	113	99	108	97	81
青森	339	26	23	32	45	25	30	32	28	31	27	25	15
岩手	373	27	20	38	36	39	29	38	30	24	33	29	30
宮城	485	52	38	39	27	54	40	48	33	41	41	43	29
秋田	297	21	21	18	31	27	25	21	24	27	24	31	27
山形	287	24	25	26	31	27	22	26	18	19	30	24	15
福島	466	35	28	39	38	59	43	36	42	32	53	37	24
東京	2,825	233	227	226	243	248	236	264	226	252	223	207	240
茨城	615	55	40	68	55	48	56	52	56	38	50	46	51
栃木	489	58	43	41	46	52	37	34	44	37	36	33	28
群馬	516	49	41	50	50	40	43	36	35	43	50	40	39
埼玉	1,520	129	130	132	140	122	109	118	133	147	126	118	116
千葉	1,215	128	105	94	98	96	109	92	106	107	100	94	86
神奈川	1,532	135	134	121	143	145	161	122	126	118	109	107	111
新潟	655	53	42	73	56	68	64	60	44	45	46	48	56
山梨	259	26	19	24	29	28	18	24	19	16	22	17	17
長野	439	25	33	41	50	41	33	39	35	34	38	35	35
静岡	840	92	80	99	67	71	60	58	59	71	57	66	60
富山	257	22	17	25	27	31	30	15	16	21	19	11	23
石川	228	21	18	25	17	16	14	26	22	20	19	17	11
福井	164	16	16	10	18	18	9	13	17	15	9	8	15
岐阜	449	40	31	40	34	42	41	38	45	39	32	35	32
愛知	1,516	160	122	118	146	147	114	136	123	113	124	102	111
三重	402	32	31	42	43	42	31	34	38	34	27	21	27
滋賀	334	23	23	34	33	22	32	25	29	33	28	24	28
京都	518	47	45	51	37	50	42	39	39	48	39	35	46
大阪	1,553	153	118	161	141	151	119	106	115	125	135	121	108
兵庫	1,180	92	103	136	101	111	104	98	75	100	108	78	74
奈良	242	25	19	19	13	29	16	19	22	21	19	17	23
和歌山	220	24	17	15	14	19	24	22	13	19	16	21	16
鳥取	130	20	7	13	16	7	8	9	12	13	11	4	10
島根	191	15	16	16	12	7	26	18	24	12	15	17	13
岡山	358	31	34	29	32	33	36	27	32	36	19	26	23
広島	632	62	52	56	60	62	60	61	39	44	32	51	53
山口	292	25	21	24	18	29	33	30	25	26	24	20	17
徳島	181	16	11	19	14	19	13	17	15	16	15	14	12
香川	208	20	16	17	18	14	19	17	20	19	19	15	14
愛媛	337	29	30	32	22	29	34	35	25	25	26	28	22
高知	183	19	21	21	11	19	15	10	12	17	12	11	15
福岡	1,130	110	85	113	85	112	89	83	81	99	92	96	75
佐賀	182	11	20	15	18	21	18	20	10	15	11	8	15
長崎	313	28	26	24	29	29	36	24	22	19	20	27	26
熊本	376	30	35	40	33	34	28	37	22	39	23	32	23
大分	270	27	21	22	19	34	22	23	23	13	23	23	20
宮崎	265	29	13	31	23	31	18	26	19	15	19	25	16
鹿児島	412	35	26	40	37	36	45	33	37	34	31	23	35
沖縄	278	24	24	15	29	27	14	28	26	28	19	15	29

※ 自殺者数は、死体が発見された都道府県及び月に計上している。

資料2-③

平成25年中の横須賀市消防局の自損行為における救急取り扱い状況

1 救急出場件数

	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
平成25年	93	38	17	1,500	127	149	3,270	151	186	15,801	1,797	23,129
平成24年	95	6	36	1,553	122	146	3,144	176	233	15,482	1,788	22,781
増減	-2	32	-19	-53	5	3	126	-25	-47	319	9	348

2 救急搬送人員

	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
平成25年	24	35	3	1,382	125	150	2,935	127	132	14,121	1,685	20,719
平成24年	12	6	12	1,482	115	145	2,811	139	159	13,851	1,696	20,428
増減	12	29	-9	-100	10	5	124	-12	-27	270	-11	291

3 自損行為における月別搬送人員

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成25年	11	8	15	7	19	15	8	9	7	13	11	9	132
平成24年	12	13	10	8	16	17	11	13	17	8	14	20	159
増減	-1	-5	5	-1	3	-2	-3	-4	-10	5	-3	-11	-27

4 自損行為における年齢別傷病程度別搬送人員

		軽症	中等症	重症	死亡	その他	計
小児 (15歳以下)	平成25年		1				1
	平成24年		2		1		3
成人	平成25年	32	49	20	12		113
	平成24年	43	49	17	16	1	126
高齢者 (65歳以上)	平成25年	2	3	4	9		18
	平成24年	6	12	5	7		30
計	平成25年	34	53	24	21	0	132
	平成24年	49	63	22	24	1	159
増減		-15	-10	2	-3	-1	-27

5 自損行為における不搬送理由

	出場件数	不搬送件数	内 訳					
			緊急性なし	傷病者なし	拒否	死亡	誤報・いたずら	その他
平成25年	186	55	2	5	10	33	1	4
平成24年	233	74	4	3	22	37	0	8
増減	-47	-19	-2	2	-12	-4	1	-4

平成25年自損行為搬送件数調べ

年齢別	性別	軽症	中等症	重症	死亡	その他	計
9歳以下	男						0
	女						0
10歳～14歳	男						0
	女						0
15歳～19歳	男		2				2
	女	1	1		1		3
20歳～24歳	男	1	2	3	1		7
	女	4	5				9
25歳～29歳	男	2	2	2	2		8
	女	5	4	1	1		11
30歳～34歳	男		4	1	1		6
	女	1	2	1	1		5
35歳～39歳	男		2	2			4
	女	4	6	2			12
40歳～44歳	男	4	1				5
	女	2	4	1			7
45歳～49歳	男		2	1	1		4
	女	5	3		1		9
50歳～54歳	男	1	1	3			5
	女		1		1		2
55歳～59歳	男			1	1		2
	女		4	1	1		6
60歳～64歳	男	1	1		1		3
	女	1	3				4
65歳～69歳	男		1	1	1		3
	女		1	1	1		3
70歳～74歳	男				3		3
	女	1		1			2
75歳～79歳	男		1		2		3
	女						0
80歳～84歳	男	1					1
	女			1	1		2
85歳～89歳	男						0
	女						0
90歳～94歳	男						0
	女						0
95歳～99歳	男						0
	女				1		1
100歳以上	男						0
	女						0
計	男	10	19	14	13	0	56
	女	24	34	9	9	0	76
	計	34	53	23	22	0	132

医療機関別搬送人員

平成25年(2013年)

市内救急告示医療機関

医療機関名	事故種別	急病	交通	一般	自損行為	その他	計
横須賀市立うまち病院		3486	309	600	23	488	4906
横須賀市立市民病院		1741	119	239	6	185	2290
横須賀共済病院		4495	456	1125	21	707	6804
横須賀共済病院(救急救命センター)		455	62	58	71	45	691
聖ヨゼフ病院		205	64	179		98	546
衣笠病院		562	73	154	2	107	898
浦賀病院		146	8	23	2	25	204
湘南病院		350	15	48	1	36	450
自衛隊横須賀病院		107	18	48	1	24	198
富永整形外科			1	2			3
市内救急告示医療機関合計		11547	1125	2476	127	1715	16990

市内一般医療機関

久里浜医療センター		33		1	2	3	39
神奈川歯科大学附属病院		11	2	8		5	26
バシフィックホスピタル		4					4
横須賀共済病院分院		4				1	5
横須賀市救急医療センター		981	165	205	3	26	1380
その他の市内一般医療機関 小計		117	25	21		11	174
市内一般医療機関 合計		1150	192	235	5	46	1628

市内その他の場所

米海軍病院		44	9	14		2	69
その他 小計			1	2			3
市内その他の場所 合計		44	10	16	0	2	72

市内搬送人員合計		12741	1327	2727	132	1763	18690
----------	--	-------	------	------	-----	------	-------

市外救急告示医療機関

横浜南共済病院		882	36	138		106	1162
湘南鎌倉総合病院		84	9	22		25	140
金沢病院		2	1	3			6
金沢文庫病院		16		5		5	26
三浦市立病院		31	4	9		26	70
若草病院		5	1	1		2	9
大船中央病院		3		1		7	11
横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター		10	1	1		32	44
横浜市立大学医学部附属病院		134		12		39	185
その他の市外救急告示医療機関 小計		57	2	10		51	120
市外救急告示医療機関 合計		1224	54	202	0	293	1773

市外一般医療機関

横浜医療センター		1		2		6	9
神奈川県立こども医療センター		16				5	21
神奈川県立循環器呼吸器病センター		30				18	48
横浜市救急医療センター		12		2		3	17
福井記念病院		13		1		4	18
その他の市外一般医療機関 小計		84	1	1		57	143
市外一般医療機関 合計		156	1	6	0	93	256

市外その他の場所

市外その他の場所 合計							0
-------------	--	--	--	--	--	--	---

市外搬送人員合計		1380	55	208	0	386	2029
----------	--	------	----	-----	---	-----	------

搬送人員合計		14121	1382	2935	132	2149	20719
--------	--	-------	------	------	-----	------	-------

横須賀市の自殺未遂者対策について

1 実施開始日：平成22年8月1日～

2 連 携 先：横須賀共済病院救命救急センター

3 内 容：

自殺企図により横須賀共済病院救命救急センターに救急搬送された患者及びその家族を対象に、本人等の同意に基づき、保健所が積極的に介入し、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して、心の負担の軽減に努める。

4 病院と保健所の連携について

5 実 績：平成22年8月1日～平成25年7月31日（3年間）

1 救急搬送者（横須賀共済病院救命救急センター）数について

2 支援実績について

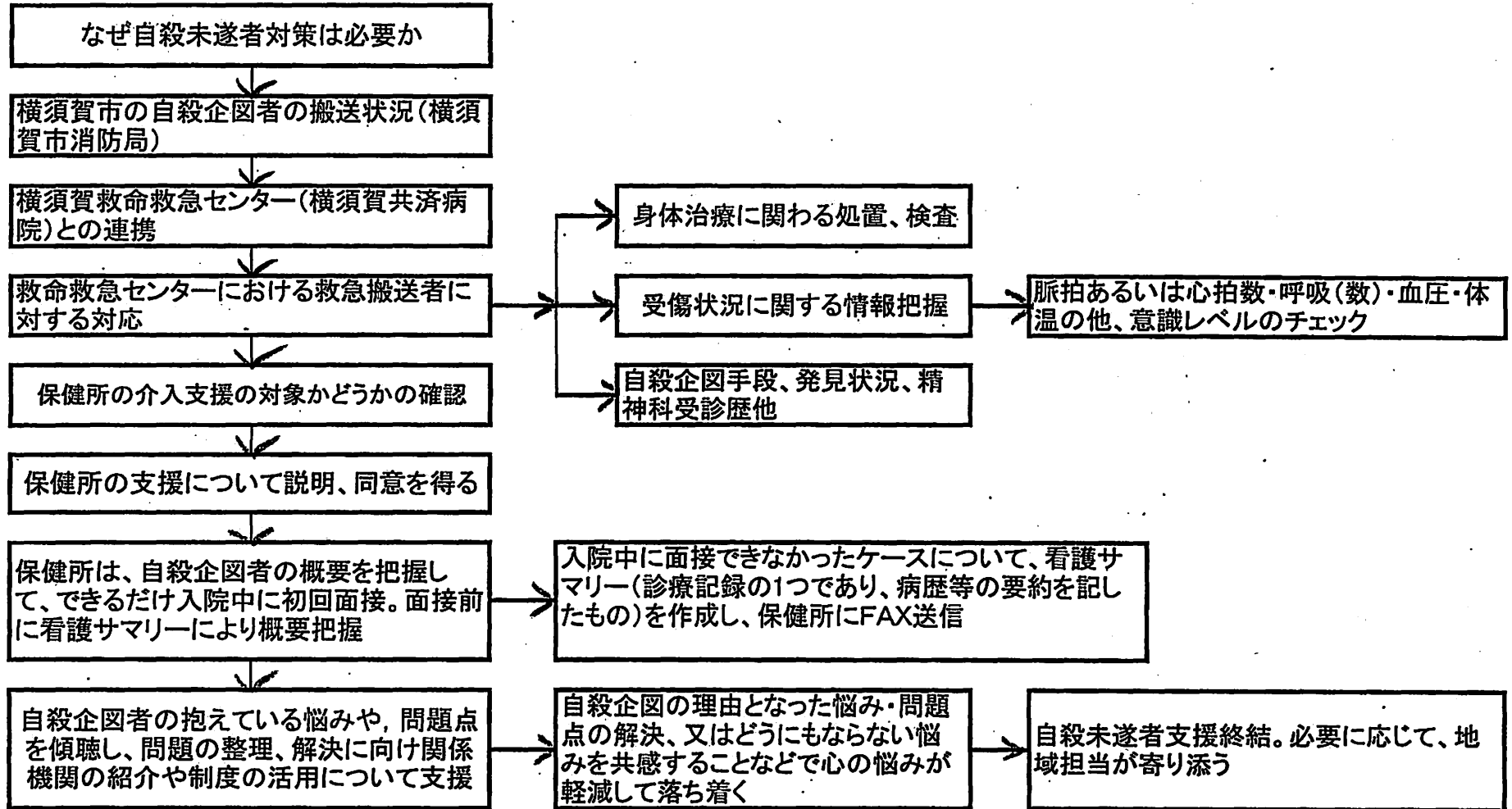
(1)支援対象者数

(2)支援内容

(3)支援の困難さ

自殺未遂者対策事業の概要

13

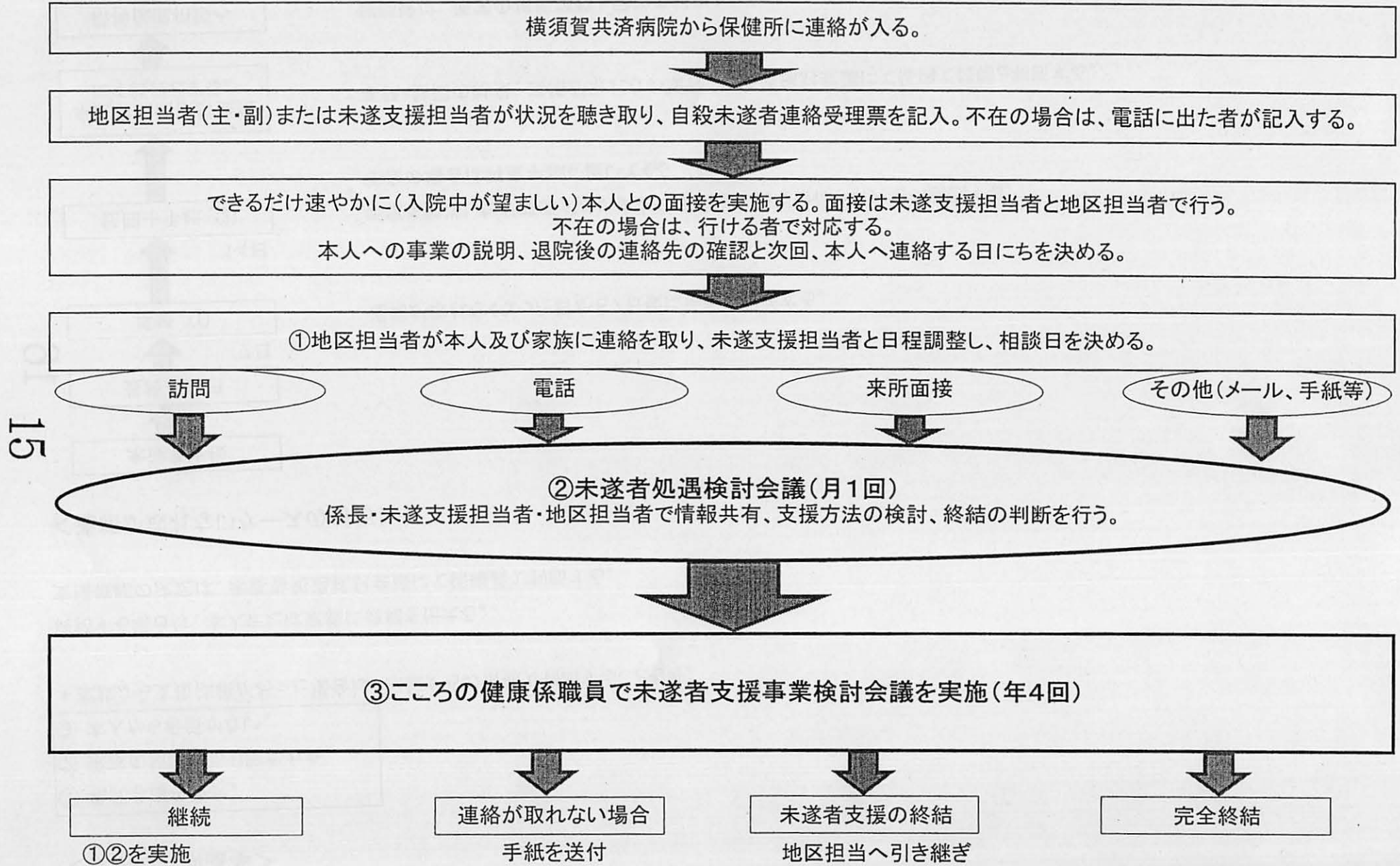


自損行為市内病院への搬送人員

	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
横須賀共済病院(救命救急センター)※	86	94	94	82	93		
横須賀共済病院	26	40	45	31	43	115	90
衣笠病院	0	0	2	5	2	3	3
市立うわまち病院	17	19	15	23	36	37	58
横須賀市立市民病院	13	6	12	11	17	9	12
横須賀市救急医療センター	4	7	5	4	7	4	3
聖ヨセフ病院	2	1	2	2	7	4	2
自衛隊横須賀病院	1	1	2	1	2	0	2
浦賀病院	0	2	1	3	1	3	2
横須賀北部共済病院		0	0	0	1	0	0
湘南病院	2	2	2	1	0	1	3
久里浜医療センター	2	4	0	0	1	2	2
汐入メンタルクリニック	1	0	0	3	4	0	0
市内その他の場所	1	1	0	0	0	0	0
市内病院合計	155	177	181	169	214	178	177
横須賀共済病院搬送割合	72.3%	75.7%	76.8%	66.9%	63.6%	64.6%	50.8%
市外病院	4	7	6	6	4	10	16
自損行為総搬送人員	159	184	187	175	218	188	193

※横須賀共済病院(救命救急センター)は平成20年から横須賀共済病院と分けて統計を取っています。

自殺未遂者支援フローチャート



横須賀共済病院から保健所に連絡が入る。

地区担当者(主・副)または未遂支援担当者が状況を聴き取り、自殺未遂者連絡受理票を記入。不在の場合は、電話に出た者が記入する。

できるだけ速やかに(入院中が望ましい)本人との面接を実施する。面接は未遂支援担当者と地区担当者で行う。
不在の場合は、行ける者で対応する。
本人への事業の説明、退院後の連絡先の確認と次回、本人へ連絡する日にちを決める。

①地区担当者が本人及び家族に連絡を取り、未遂支援担当者と日程調整し、相談日を決める。

訪問

電話

来所面接

その他(メール、手紙等)

②未遂者処遇検討会議(月1回)

係長・未遂支援担当者・地区担当者で情報共有、支援方法の検討、終結の判断を行う。

③こころの健康係職員で未遂者支援事業検討会議を実施(年4回)

継続

①②を実施

連絡が取れない場合

手紙を送付

未遂者支援の終結

地区担当へ引き継ぎ

完全終結

< 終結の判断基準 >

- ① 希死念慮の喪失。
- ② 未遂の原因が取り除かれた。
- ③ 本人から希望がない。

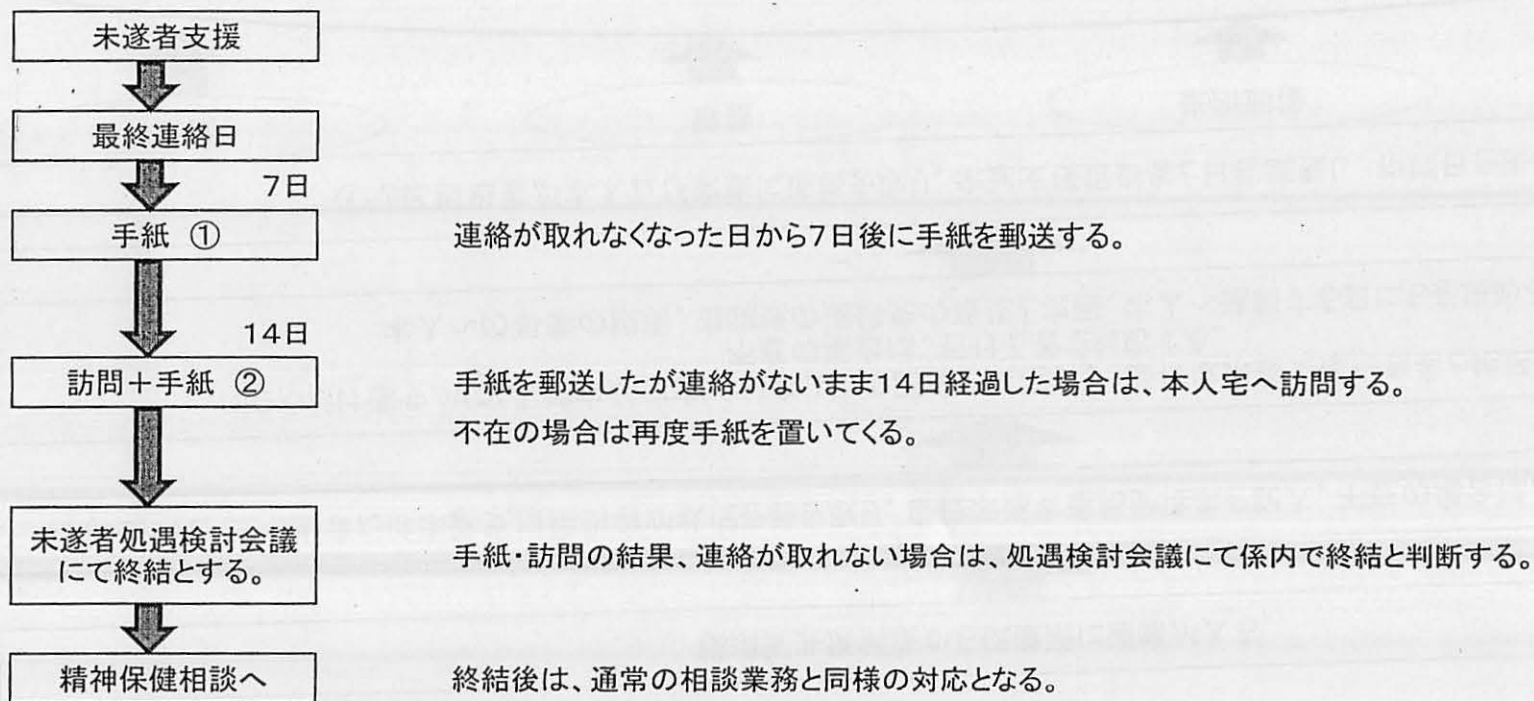
* 家族から支援依頼があった場合は、家族からの情報で判断することも可。

終結する場合は、本人または家族に終結を伝える。

支援終結の決定は、未遂者処遇検討会議にて係職員で判断する。

< 連絡が取れないケースの対応 >

16



自殺未遂者支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は自殺対策基本法第17条及び第18条に基づき、自殺未遂者及びその家族に対し、横須賀市保健所（以下「保健所という。」）が積極的に介入し、適切な支援を図るために必要な事項を定めることにより、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防止することを目的とする。

(介入支援の対象者)

第2条 次に該当するものに対し、必要な支援を行う。

(1) 保健所は、自殺を図ったことにより、横須賀共済病院（以下「病院」という。）で救命救急センターに入院した者のうち、次のいずれかに該当し、保健所への情報提供に同意した者。

ア 精神科主治医が現在いない者

イ 精神科医の治療を中断している者

ウ 病院が把握する限りにおいて、自殺未遂を2回以上繰り返している者

エ 家族などの連絡先や引き取り関係者がいない者

オ 病院が保健所の支援を必要と判断した者で、保健所が支援を必要と認めた者

(2) 自殺を図ったことにより、入院した者の家族等のうち、保健所の支援を必要とする者。

(支援内容)

第3条 次により介入支援対象者に対する支援を行う。

(1) 病院職員は、介入支援対象者に対し、自殺未遂者ケアフローチャート（別添1）に従い、病院職員から、「一度は死を考えたあなたへ」（第1号様式）を手渡し保健所の介入について紹介をする。

(2) 病院は、保健所の介入について本人から情報提供について同意を得た場合、自殺未遂者情報提供書（第2号様式）または病院で使用しているサマリーにより保健所に連絡する。

(3) 連絡を受けた保健所は、できるだけ速やかに当事者又は家族と面接する。

(4) 保健所職員が傾聴のうえ、問題の整理、解決に向け関係機関の紹介や制度の活用について支援する。

(5) 病院職員は、保健所介入について、本人の同意を得られなかった場合でも、「一度は死を考えたあなたへ」(第1号様式)を手渡し、保健所の介入について紹介をする。

(6) 必要に応じて、自殺未遂者の家族等にも同様の支援を行う。家族に対する支援の場合は、本人の同意は必要としない。

(研修等)

第4条 自殺未遂者の対応等に関する研修及び必要な事項を実施する。

(1) 関係職員に対し、自殺未遂者及び家族への対応等に関する研修を実施する。

(2) その他自殺未遂者支援として必要な事項を実施する。

(報告)

第5条 自殺未遂者の要因分析や支援内容の分析等のため、病院は、搬送された自殺未遂者に関し、その状況等について自殺未遂者調査票(第3号様式)により保健所健康づくり課に報告する。

(事務局)

18 第6条 本事業の事務局は、横須賀市保健所健康づくり課とする。病院の連絡窓口は医療相談室とする。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

自殺未遂者情報提供書

記載年月日 平成 年 月 日

情報提供に関する本人同意 有	
支援対象基準 該当番号に○を	①精神科主治医が現在いない ②精神科治療を中断している ③家族などの連絡先や引取り関係者がいない
氏名	生年月日 T・S・H 年 月 日生まれ
住所 横須賀市 (町)	
家族等連絡先 <small>TEL</small>	住所
関係〔父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父・祖母・その他()〕	
職業〔会社員 公務員 自営業 その他()〕	
自殺未遂実施日時 平成 年 月 日 時頃	自殺未遂場所
手段 縊頸、飛び込み、墜落、切創・刺創、薬物、毒物、ガス、入水、焼身、 その他()不明	
入院月日 平成 年 月 日	退院予定月日 平成 年 月 日
入院病棟(病室番号)	連絡担当者(連絡電話)
主治医	精神科診察医
現在の状態 身体機能 歩行：自立 杖歩行 歩行器 車いす ベッド上 上肢：両手自由 片手不自由 手指自由 手指不自由 体動：寝返り可 半介助 全介助 排泄：自立 トイレ介助 ポータブル使用 ベッド上介助 おむつ 食事：自立 半介助 全介助 経管栄養 胃ろう 中心静脈栄養 言語：正常 障害有 その他特記事項 精神状態 平穏 抑うつ状態 易怒性亢進 感情失禁 無気力 多弁 悲観的 (複数可) 焦燥感亢進 不眠 強い自責感 希死念慮有 話そうとしない その他特記事項	

自殺企図による救急搬送者数(横須賀救命救急センター)

平成22年8月1日～平成25年7月31日(3年間)

	男性		女性		不明		計	割合
	搬送者数	割合	搬送者数	割合	搬送者数	割合		
20歳未満	8	2.1%	10	2.7%			18	4.8%
20歳代	20	5.3%	70	18.6%			90	23.9%
30歳代	22	5.8%	58	15.4%			80	21.2%
40歳代	22	5.8%	65	17.2%			87	23.1%
50歳代	13	3.4%	19	5.0%			32	8.5%
60歳代	13	3.4%	19	5.0%			32	8.5%
70歳以上	4	1.1%	30	8.0%			34	9.0%
不明			3	0.8%	1	0.3%	4	1.1%
計	102	27.1%	274	72.7%	1	0.3%	377	100.0%

自殺未遂者支援実績【平成22年8月1日～平成25年7月31日】

	合計(A)
自殺未遂者総数	377

1. 本人に対する支援

支援事由		支援対象人数(B)	割合 (C)=(B)/(A)×100	同意を得た人数 人数(D)	割合 (E)=(D)/(B)×100	同意が得られな かった人数(F)	割合 (G)=(F)/(B)×100
該当者合計		101	27%	39	39%	62	61%
該当者 内訳	精神科主治医がない(不明を含む)	55	54%	20	36%	35	64%
	治療中断	4	4%	1	0%	3	0%
	家族等引き取り手がいない	6	6%	6	100%	0	0%
	再未遂	36	36%	12	33%	24	67%
支援事由		支援対象人数(B)	割合 (C)=(B)/(A)×100	同意を得た人数 人数(D)	割合 (E)=(D)/(B)×100	支援対象外 人数(F)	割合 (G)=(F)/(B)×100
非該当合計		276	73%	27	10%	249	90%
非該当 内訳	支援事由対象外だが共済病院から支援依頼があった者			12			
	チラシを見て本人から相談			3			
	家族支援が必要とされた者のうち本人の支援も行った者	27		12		15	
合計		377	100%	66	18%	311	82%

2. 家族に対する支援

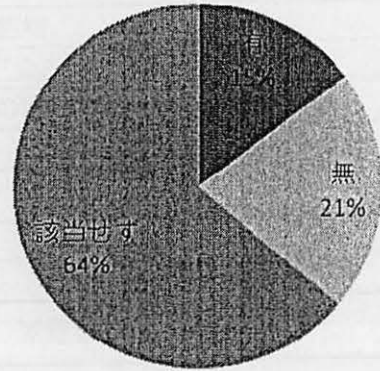
支援事由	支援対象人数(H)	割合 (I)=(H)/(A)×100	同意を得た人数 人数(J)	割合 (K)=(J)/(H)×100	同意が得られな かった人数(L)	割合 (M)=(L)/(H)×100
家族支援が必要	27	7%	12	44%	15	56%
合計	27	7%	12	44%	15	56%

3. 支援対象とならなかった事由

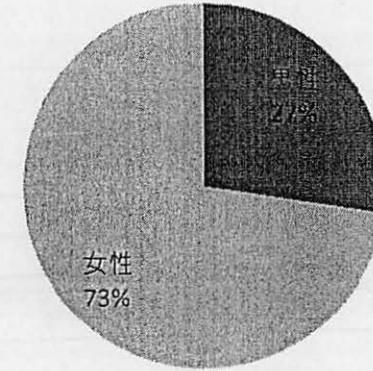
事由	人数	割合
対象者であるが本人の同意がない	77	25%
精神科医の診察結果、フォロー必要なし	5	2%
ICU治療入院後死亡転帰	1	0%
市外の人	75	24%
記載なし(支援事由対象外のため)	153	49%
合計	311	100%

調査票集計 (平成 22 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日)

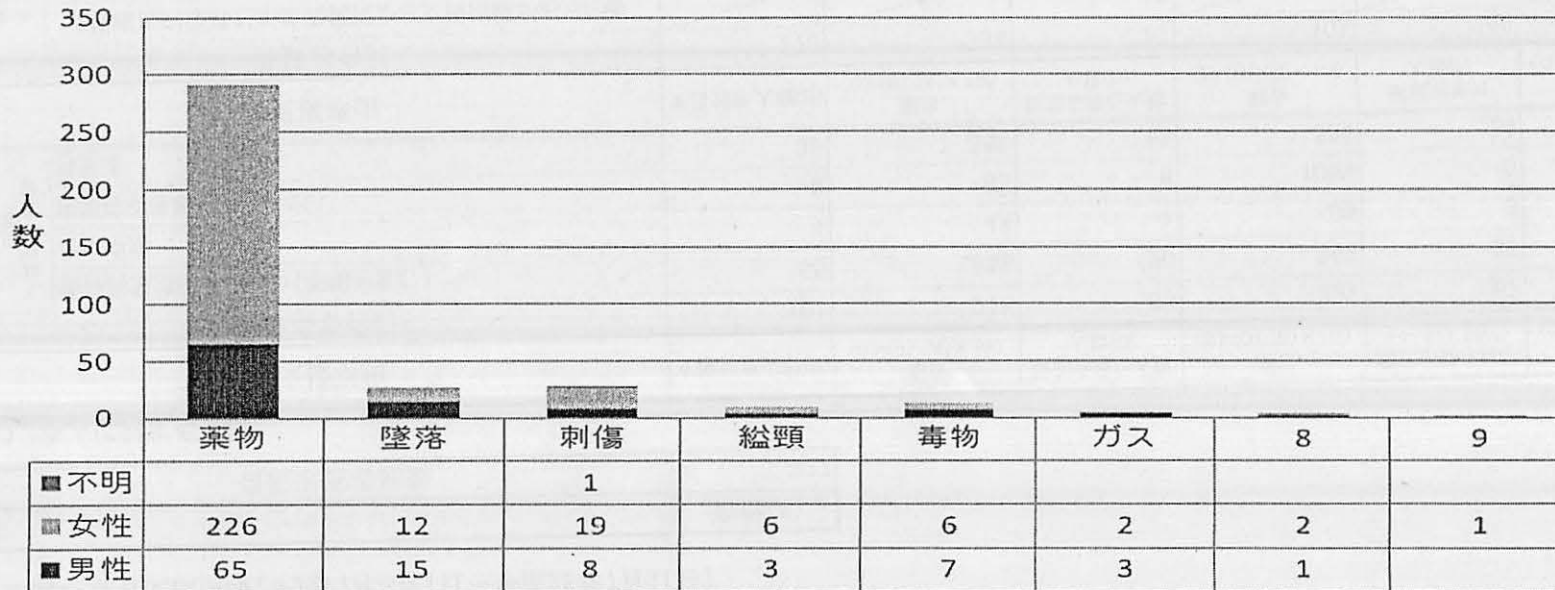
同意の有無



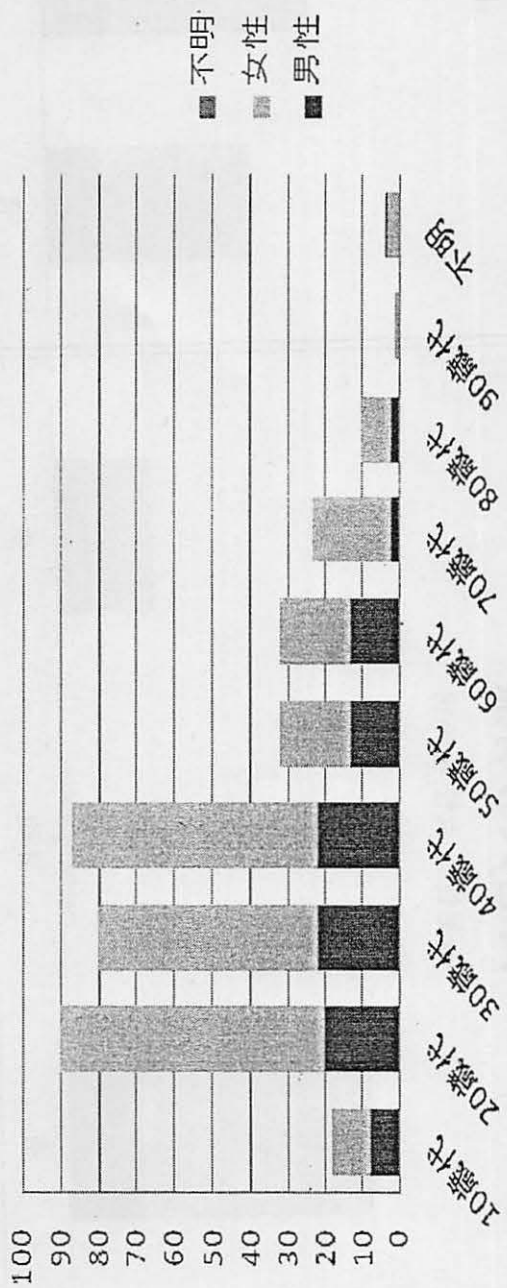
性別 (総数 66 名)



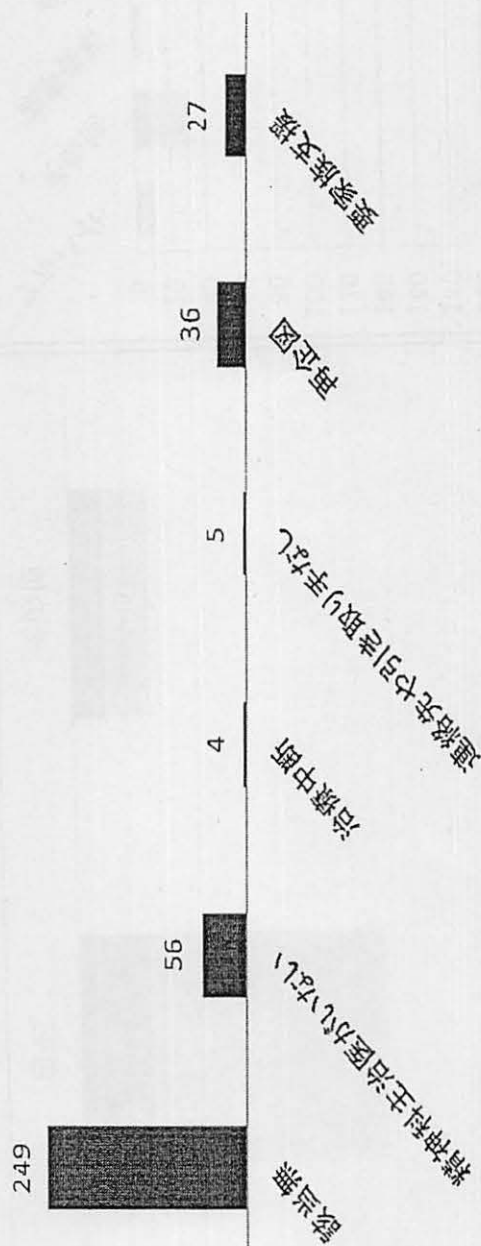
自殺未遂方法



性別と年代

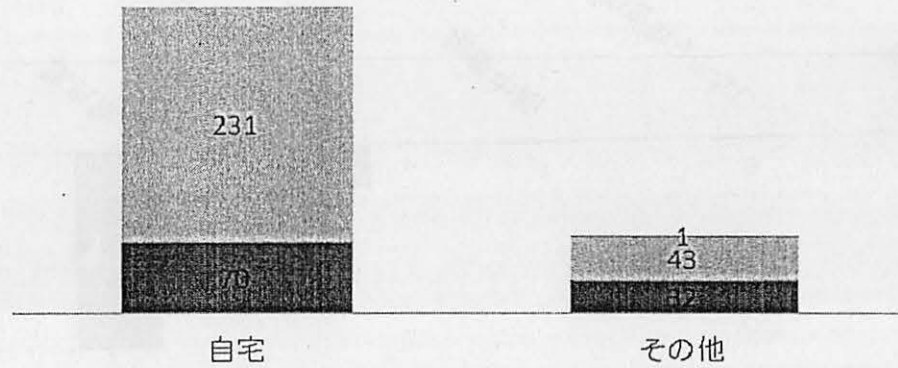


支援事由

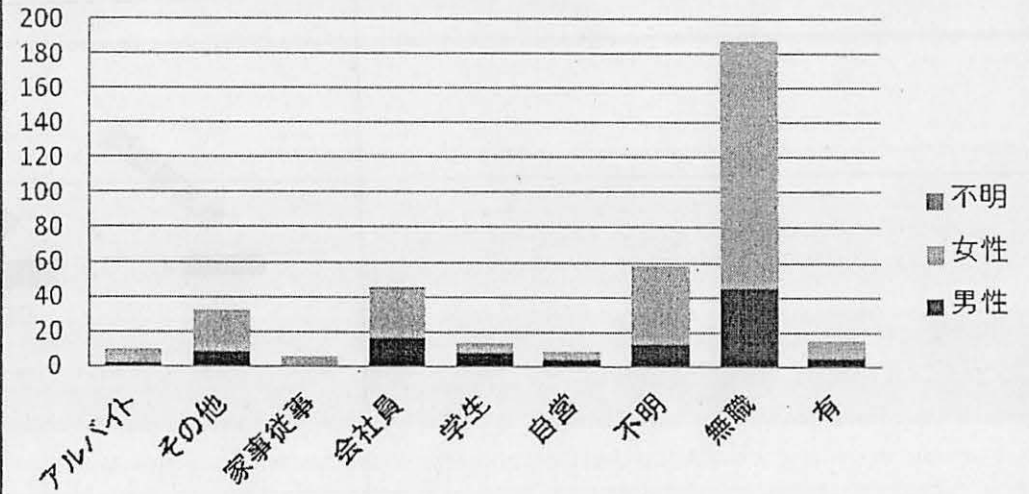


自殺未遂場所

■ 男性 ■ 女性 ■ 不明

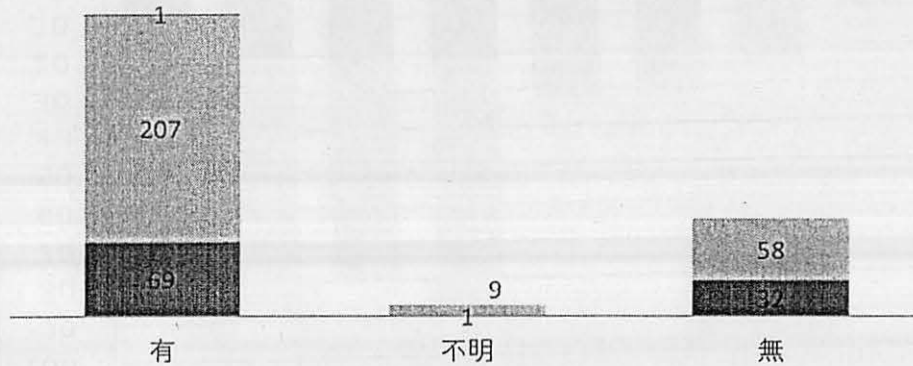


仕事



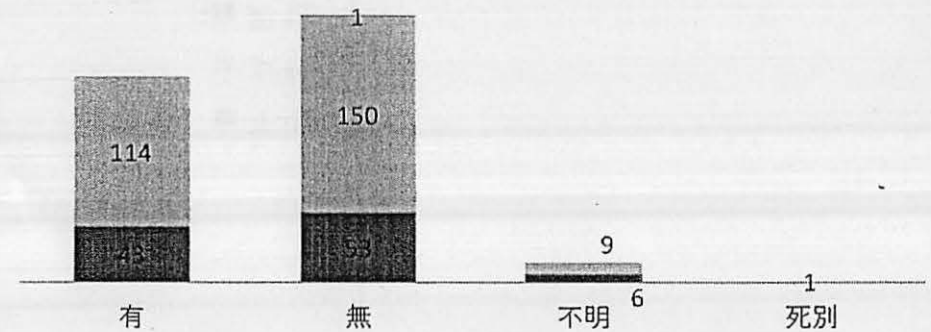
同居人の有無

■ 男性 ■ 女性 ■ 不明



配偶者の有無

■ 男性 ■ 女性 ■ 不明



自殺未遂に至った背景要因 - 自殺未遂者対策 支援者86人(平成22年8月～平成25年12月)

保健所支援対象者：男性 25人(29.1%)、女性 61人(70.9%)の背景要因一覧(小分類・複数回答)

要因 (人)		要因 (人)		要因 (人)					
家庭問題	親子関係の不和	29	勤務問題	仕事の失敗	1	男女問題	結婚をめぐる悩み	0	
	夫婦関係の不和	24		職場の人間関係	7		失恋	1	
	その他家族関係の不和	5		職場環境の変化	5		不倫の悩み	2	
	家族の死亡	6		仕事疲れ	9		その他交際をめぐる悩み	7	
	家族の将来悲観	3		その他	1		その他	2	
	家族からのしつけ・叱責	10	経済・生活問題	倒産	0	学校問題	入試に関する悩み	1	
	子育ての悩み	3		事業不振	2		その他進路に関する悩み	0	
	DV	6		失業	9		学業不振	0	
	被虐待	12		就職失敗	0		教師との人間関係	2	
	介護・看病疲れ	5		生活苦	11		いじめ	0	
その他	8	負債(多重債務)		0	その他学友との不和		0		
健康問題	身体の病気への悩み	12		負債(連帯保証債務)	0		その他	1	
	精神疾患への悩み	66		負債(その他)	7		その他	犯罪発覚等	1
	身体障害の悩み	6		借金の取り立て苦	2			犯罪被害	0
	治療関係の悩み	7		自殺による保険金支給	1			後追い	2
	その他	7	相続に関する悩み	0	孤独感	14			
	自殺未遂歴	32	その他	7	近隣関係	1			
	アルコール問題	12			その他	6			

合計	
家庭問題	111
健康問題	142
勤務問題	23
経済・生活問題	40
男女問題	12
学校問題	4
その他	25

357

▼ 精神疾患への悩み

小分類のうち、66人（76.7%）と最も多くに共通する要因として認められた。うつ病の辛さから逃れるためや、統合失調症による体感異常（体に虫が這う、胸を触られる等）に耐えきれず、未遂行為に及ぶケースが見られた。

▼ 親子関係・夫婦関係の不和

「親子関係」は29人（33.7%）、「夫婦関係」は24人（27.9%）であった。家族（父母、子、配偶者）との口論が最多で、親からの虐待（14%が虐待経験あり）、離婚（父母、配偶者）、配偶者の浮気、DVなどが引き金となるケースも見られた。家族には相談できないので話を聞いて欲しいという人が多く感じられる。

▼ 過去の自殺未遂歴

32人（37.2%）で自殺未遂歴があった。そのうち精神疾患を患っている人は29人（90.6%）で、精神疾患により不安定となり、未遂行為に至ってしまうケースも見られる。

▼ 86人中83人（96.5%）が複数の要因を抱え込んでいた（平均要因数は4.3）

聞き取り調査で得られた要因を【家庭】【健康】【経済・生活】【勤務】【男女】【学校】【その他】の7つの大分類に大別したところ、86人中83人（96.5%）が自殺未遂の背景に複数の要因を抱えていた。要因の数は、平均で一人4個であった。最多で9つの要因を抱えていた。

▼ 要因の組み合わせ上位は「家庭×健康×経済・生活」「家庭×健康×勤務」

要因の中で最も多かった組み合わせ（複数回答）は、「家庭×健康×経済・生活」の3要因で、18人（20.9%）がこれに該当した。

主な要因の組み合わせ				該当人数	割合(%)
1	家庭	健康	経済・生活	18	20.9
2	家庭	健康	勤務	9	10.5
3	家庭	健康	孤独感	7	8.1
4	健康	経済・生活	孤独感	5	5.8
5	家庭	健康	男女	4	4.7

支援の困難さ

救命救急センター内において、保健所の支援について同意

退院後、支援を断られる、連絡がつかない

なぜ、保健所からの支援を拒否すると考えられるか

救命救急センターに入院中の時は、保健所支援に同意した

電話または訪問により、話をするが、今後の支援は不要と断られる

退院をして今回の自分の自殺企図を考えてみると、今自分が抱えている悩み・問題(家庭内の問題等)を保健所に話しても解決などできない、話をしても意味がない、と考えた

本人同意を一度は得られなかったが、「治療後そのまま帰宅させて何も支援者が関わらないというのは非常に心配だ」というケースについて、病院側が再度本人に保健所の支援について説明して、同意を得た

退院後、①保健所から自宅の電話または本人の携帯電話に連絡するが、繋がらない。その場合、②手紙を郵送し、保健所に連絡していただくよう依頼する。連絡がない時には、③訪問する。不在の時は、④再度手紙を郵便ポスト等に入れて、電話連絡してくれるよう依頼する。連絡がない時は、係内の「処遇検討会議」に諮る

治療を受けた救命救急センターで、お世話になったセンターの看護師さんに、保健所の支援を受けて見ませんかと言われれば断りづらい。でも、自宅に帰れば、保健所の支援が感わしいと思えば、自由に支援を断れる

救急搬送され、救命救急センターで治療を受け、意識が朦朧としている中で、センターの看護師さんから保健所の支援を受けて見ませんかと言われ、何となく支援について同意したが、自宅に戻り意識が戻り、保健所から連絡をもらっても、保健所の支援の必要性がよくわからず、支援を断った

市役所にお世話になることの拒否感

保健所の支援について同意したことを覚えていない。必要性を感じていない。

市健康部保健所健康づくり課の今年度の
取組み状況について

自殺対策街頭キャンペーン
平成25年9月

月日	実施時間	実施駅	キャンペーン実働数	横須賀こころのホットライン配布数
9月7日	17:00~18:00	横須賀中央駅	38	1,029

平成26年3月

月日	実施時間	実施駅	横須賀こころのホットライン配布数
3月13日	17:00~18:00	横須賀中央駅	

戸別訪問(1人暮らし高齢者)

月日	実施時間	実施地区	実施件数	横須賀こころのホットライン配布数
12月11日~20日	9:00~12:00	森崎5丁目市営アパート	59	35

平成26年3月

月日	実施時間	実施地区	実施件数
3月中	未定	未定	

30

広報掲載

掲載月	タイトル
9月	私も「ゲートキーパー」(9月10日~16日は自殺予防週間です)
3月	3月は自殺対策強化月間です

広報掲示板

掲載期間	掲示板数	タイトル
15日間(9月)	450	私も“ゲートキーパー”
“(3月)”	450	“ ”

研修会・講演会等

	月日	テーマ	講師	出席者数
講演会	9月5日	ストレスとうつ病～人はなぜ心が疲れてしまうのか	湘南病院 副院長 大滝 紀宏氏	26
	9月12日	寄り添いを求め、寄り添いを拒む！ズレの心理学	アティスカウンセリング協会 ロゴセラピスト 鈴木 文織氏	34
	10月16日	死にたいと問われたら～あなたはどうか答えますか？	自死・自殺に向き合う僧侶の会 藤尾 聡允氏	46
	1月23日	家族の異変に気づく～そんなとき、どう声をかけたら良いか～	アスク・ヒューマン・ケア研修相談センター所長 水澤 都加佐氏	
	2月26日	大切な家族との関係に悩むあなたへ～家族との関係を見直そう～		
	3月6日	ストレスとうつ病～人はなぜ心が疲れてしまうのか	湘南病院 副院長 大滝 紀宏氏	
	3月19日	寄り添いを求め、寄り添いを拒む！ズレの心理学	アティスカウンセリング協会 ロゴセラピスト 鈴木 文織氏	
研修会	4月25日	聴くことは生きる支援～生き難さに寄り添う聴き方「傾聴」	横浜いのちの電話 研修担当 社会福祉士 佐々 美弥子氏	9
	5月8日			7
	7月2日	ストレスと上手に付き合えるコツ	アスク・ヒューマン・ケア研修相談センター所長 水澤 都加佐氏	58
	1月16日	ゲートキーパースキルワークショップ	自殺危機初期介入スキル研究会	13
計				193

生きる支援連絡会

回数	月日	テーマ	講師	出席者数
第1回	7月18日	生きる支援とは何か	湘南病院 副院長 大滝紀宏医師	46
第2回	8月26日	しっかりと相談を受け止める聴き方について①	川崎幸クリニック 臨床心理士 稲富正治さん	43
第3回	8月26日	しっかりと相談を受け止める聴き方について②	川崎幸クリニック 臨床心理士 稲富正治さん	39
第4回	10月24日	連携	保健所健康づくり課 高木課長	39
第5回	12月9日	窓口で対応に苦慮する市民の対応～境界性 パーソナリティー障害の理解～	桜木町クリニック 川崎万生医師	42
第6回	1月30日	お金にまつわる相談の実際	横須賀総合法律事務所 望月由佳子弁護士	
第7回	2月14日	事例検討・包括相談の実際	神奈川県精神保健福祉センター 赤池専門福祉士	
第8回	3月18日	緊急現場の実際	救急隊、医療機関等	
計				209

平成25年度自死遺族分かち合いの会

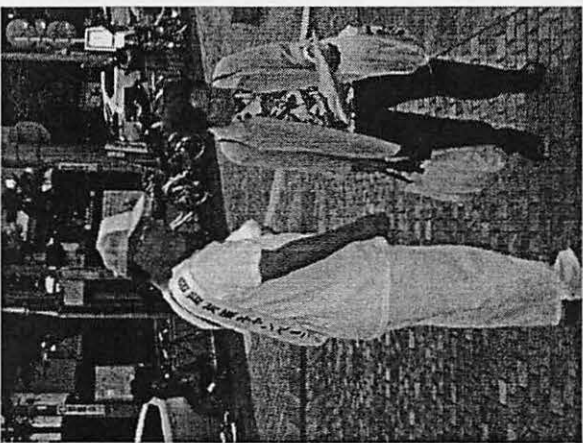
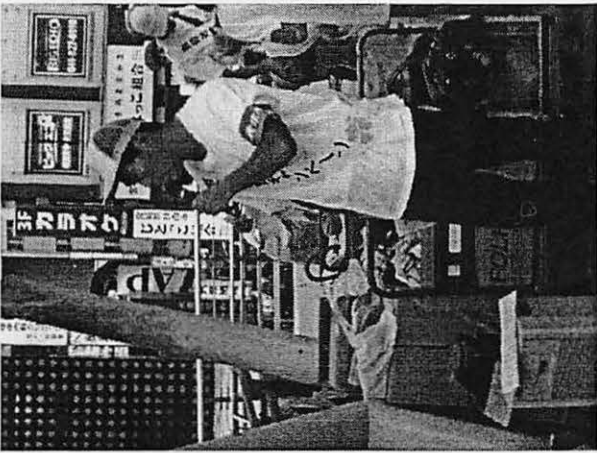
実施月	参加者数
4月	1
5月	3
6月	3
7月	1
8月	1
9月	3
10月	3
11月	1
12月	0
1月	1
計	17

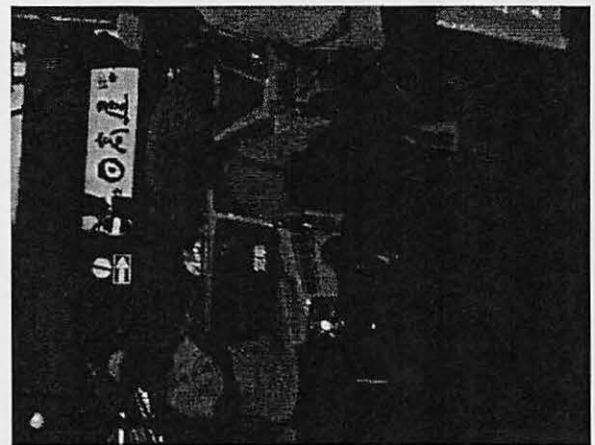
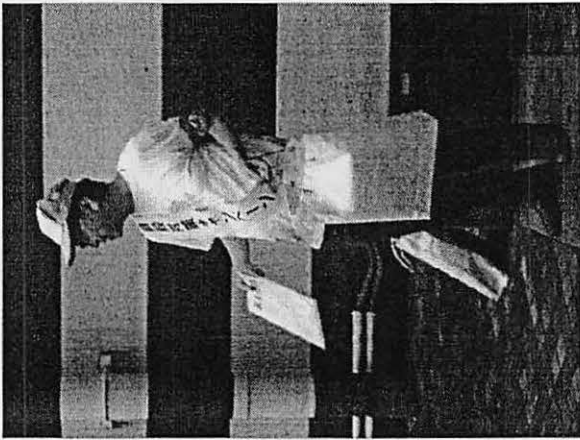
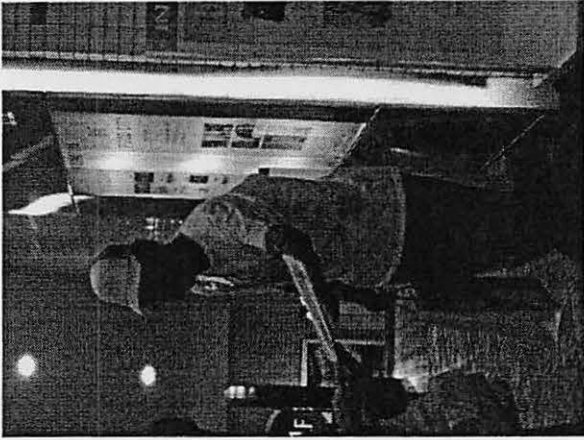
会場:総合福祉会館

委託先:全国自死遺族総合支援センター

平成25年度自死遺族個別相談

実施月	参加者数
4月	0
5月	0
6月	0
7月	0
8月	0
9月	1
10月	0
11月	0
12月	1
1月	0
計	2





記者発表一覧

青色灯設置により、列車への飛び込み自殺が減少

平成 24 年 10 月 9 日

東京大学大学院経済学研究科

1. 発表者:

澤田康幸(東京大学大学院経済学研究科教授)

上田路子(Syracuse University, Research Assistant Professor of Political Science)

松林哲也(University of North Texas, Assistant Professor of Political Science)

2. 発表のポイント:

◆どのような成果を出したのか

首都圏のある鉄道会社のデータを用いた統計分析により、駅ホームにおける青色灯の設置後に鉄道自殺者数が平均して約 84 パーセント下落することが分かった。

◆新規性(何が新しいのか)

自殺対策として、様々な鉄道会社が駅や踏切において青色灯の設置を進めてきたが、その科学的証拠は皆無であった。本論文は鉄道駅青色灯の自殺防止効果を初めて示した研究である。

◆社会的意義/将来の展望

ホームドア設置に加えて、青色灯設置が有効な自殺防止の方法であることが明らかにされたことは、緊急の鉄道自殺問題の具体的対策を推し進める上で社会的意義が大きい。

3. 発表概要:

鉄道駅や踏切における列車への飛び込み自殺は多くの国で大きな社会問題の一つとなっているが、特に日本

では、自殺による輸送障害が増加しており、自殺対策全体において重要な課題となっている。東京大学の研究グループ(大学院経済学研究科教授の澤田康幸、アメリカ・シラキュース大学の上田路子、アメリカ・ノーステキサス大学の松林哲也)は、列車への飛び込み自殺を防止する手段として、鉄道会社により近年用いられるようになった青色灯の効果について、首都圏のある鉄道会社のデータを用いた統計分析を行った。駅における青色灯設置と自殺者数のデータを用いた分析の結果、青色灯の設置後には自殺者数が平均して約 84 パーセント下落することが分かった。

これまで JR 各社をはじめとして様々な鉄道会社が駅や踏切において青色灯の設置を進めてきたが、青色灯の設置によって自殺者数が減ったことを示す科学的証拠はこれまで提示されていなかった。本論文は鉄道駅における青色灯の自殺防止効果を厳密な統計解析によって初めて示した研究である。以上により、青色灯も、ホームドアに加え有効な鉄道自殺防止の方法になり得るとことが示された。

4. 発表内容:

鉄道駅や踏切における列車への飛び込み自殺は多くの国で大きな社会問題の一つとなっている。特に日本では、自殺による輸送障害(列車の運休や 30 分以上の遅延など)は 2006 年度に 534 件であったものが 2009 年度には 682 件と 3 年間に 3 割近くも増えており(国土交通省の調査による)、鉄道自殺を抑止することは自殺対策全体において重要な課題となっている。また、列車への飛び込み自殺は、目撃者や関係者に精神的なショックを与えたり、安全な鉄道の運行を妨げたりするだけでなく、到着の遅延を招くなど大きな社会的損失を生み出す原因となることから、緊急の対策が必要とされる問題だと言える。Journal of Affective Disorders のオンライン版にて公開された”Does the installation of Blue Lights on Train Platforms Prevent Suicide?: A Before-and-After Observational Study from Japan”において、東京大学の研究グループ(大学院経済学研究科教授の澤田康幸、アメリカ・シラキュース大学の上田路子、アメリカ・ノーステキサス大学の松林哲也)は、列車への飛び込み自殺を防止する手段として、鉄道会社により近年用いられるようになった青色灯の効果について、首都圏のある鉄道会社のデータを用いた統計分析の結果を発表している。青色灯は、踏切やホーム端に設置され、点灯は夜間のみ行われている。駅における青色灯設置と自殺者数についての 2000 年から 2010 年のデータを用いて分析を行ったところ、青色灯の設置後には自殺者数が平均して約 84 パーセント下落することが明らかになった。自殺者数の同様の減少は青色灯未設置の駅においては観察されて

いない。なお、駅によって自殺件数に違いが存在するため、分析の際には駅の特徴などが考慮に入れられている。

これまで、JR 各社をはじめとして様々な鉄道会社が駅や踏切において青色灯の設置を進めてきた。青色灯には人間の気持ちを落ち着ける作用があるとされ、自殺を思いとどまらせる効果への期待がその背景にある。しかし、自殺を試みる人々の心理・行動に対して青色照明が持つ効果については科学的に証明されているわけではない。また、青色灯の設置によって自殺者数が減ったことを示す科学的証拠はこれまで提示されていなかった。本論文は鉄道駅における青色灯の自殺防止効果を厳密な統計解析から初めて示した研究であり、今後の自殺防止対策に重要な示唆を与える。鉄道駅における自殺防止対策としてホームドアの設置が効果的であることがこれまで論じられてきたが、プラットフォームの改良等が必要となるためその設置費用も大きい。一方、ホームドアに比べ青色灯設置の費用は低いと考えられるため、費用対効果という点から考えて、青色灯の設置も、ホームドアに加えて有効な自殺防止の方法だと言えるであろう。

5. 発表雑誌:

雑誌名: Journal of Affective Disorders, Elsevier (2012年9月11日掲載)

論文タイトル: "Does the installation of Blue Lights on Train Platforms Prevent Suicide?: A Before-and-After Observational Study from Japan"

著者: 澤田康幸、上田路子、松林哲也

DOI 番号: 10.1016/j.jad.2012.08.018

アブストラクト URL: <http://dx.doi.org/10.1016/j.jad.2012.08.018>

6. 問い合わせ先:

澤田康幸(東京大学大学院経済学研究科 教授)

(参考文献: 東京大学ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp>)

参 考

横須賀市自殺対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 本市内の関係機関が連携を強化し、現状、課題及びこれらを踏まえた自殺対策の情報を共有するため、横須賀市自殺対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 自殺対策に関する意見交換
- (4) その他連絡会が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会の構成員は、25人以内とする。

2 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者、関係団体の代表者、労働基準監督署その他の関係行政機関の職員のうち市長が依頼した者
- (2) 別表に掲げる職員

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 連絡会に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、座長が招集する。

2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会の同意を得て座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(経過規定)

2 第3条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

市民部市民生活課長	同人権・男女共同参画課長	同消費生活センター所長
福祉部高齢福祉課長	こども育成部こども青少年支援課長	同こども健康課長
消防局消防・救急課長	教育委員会事務局学校教育部支援教育課長	同教育研究所長

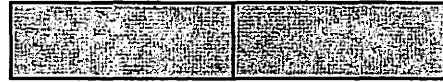
参 考

横須賀市自殺対策連絡会席次表

平成26年1月29日(水)午後3時から

保健所 第1研修室

座 長 副座長



今野 幸子様

武田 裕様

中島 直行様

泉谷 洋子様

中丸 浩昭様

三浦 昭夫様

市川 敦義様

高場 利勝様

濱野 芳江様



阿瀬川孝治様

桐山 文司様

酒井 和子様

堀田 珠紀様

白木 義治様

堀込 孝繁様

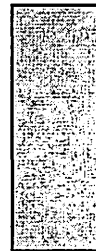
水野 芳之様

鈴木 威様

丸山 力様



傍
聴
席



記
者
席



健康づくり課
丹野

健康づくり課
室木係長

健康づくり課
高木課長

健康部長
後藤部長

保健所
小林所長

健康づくり課
菅原主任

健康づくり課
綿引主任

入り口

横須賀市自殺対策連絡会傍聴実施要領

(総則)

- 1 この要領は、横須賀市自殺対策連絡会（以下「連絡会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(原則公開)

- 2 連絡会は、原則として公開とする。ただし、内容等の都合により座長の判断でこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の資格)

- 3 連絡会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。

(傍聴人の定員)

- 4 連絡会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴の範囲)

- 5 傍聴の範囲は、公開された連絡会の議事すべてとする。

(傍聴章)

- 6 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

- 7 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、座長の指示に従わない場合は、座長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 連絡会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
- (4) 病気その他の理由により座長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- (5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
- (6) むやみに席を離れないこと。
- (7) メモをとることはできるが、写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。
- (8) その他、連絡会の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

(連絡会の事務)

- 8 連絡会の傍聴の実施に係る事務は、健康部保健所健康づくり課が行う。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

NO.
横須賀市自殺対策連絡会
傍 聴 章
(お帰りの際は、事務局へお返してください)